

## 平成28年12月後期定例会 議事録

- ・開催日時 平成28年12月21日（水曜日）15時57分～17時15分
- ・開催場所 人事委員会室
- ・出席者（委員）大西委員長 松尾委員 江口委員  
（事務局）社頭事務局長 岸川副事務局長 中野人事主幹  
岩本係長 藤田係長 牛島係長 西川主査 鶴澤主査 亀崎主査

### ○議事事項

#### 1 平成28年12月前期定例会議事録について

佐賀県人事委員会議事規則第7条第2項の規定に基づき、前回定例会の議事録について、承認することを決定した。

#### 2～9

規則等の改正内容について事務局が説明し、総務部法務私学課と調整が必要なものについては調整を行い、字句等の修正については事務局長に一任することを決定した。

※ 議事事項2～9の内容については、以下のとおり。

#### 2 不利益処分についての審査請求に関する規則及び不利益処分についての審査請求に関する手続規程の一部改正について

##### 【説明】

行政不服審査法が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行うため。

（改正内容）

1 行政不服審査法の改正の趣旨等を踏まえ、「不利益処分についての不服申立てに関する規則（案）」の全部改正が行われたこと等に伴い、審査請求の審理手続き等に係る規定の整備を行った。

(1) 代理人・代表者の権限、代表者の選任（第3条の2関係、第7条関係）

(2) 職権証拠調べ、書面審理の終了予告、審理の終了（第8条関係）

(3) 証人の遮へい措置（第9条関係）

(4) 審査請求取下げ時の通知（第11条関係）

(5) 審査の打切り要件の追加（第12条関係）

※題名を含めた用語の整理に係る改正については平成28年4月1日付けで施行済

2 その他必要と認められるものについて所要の改正を行った。

3 公布の日から施行

##### 【説明】

不利益処分についての審査請求に関する規則（昭和38年佐賀県人事委員会規則第4号）の一部が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行うため。

(改正内容)

- 1 審査請求書及び再審査請求書の様式を改正することとした。  
(第2条第1号様式第1号、同条第12号様式第12号関係)
- 2 その他様式について所要の改正を行うこととした。  
(第2条第2号様式第2号～同条第11号様式第11号関係)
- 3 公布の日から施行  
(不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則の公布の日と同日)

### 3 佐賀県人事委員会事務局処務規程の一部改正について

【説明】

『不利益処分についての審査請求に関する規則』が一部改正されることに伴い、事務局長専決事務について所要の改正を行う必要があるため。

(改正内容)

- 1 『不利益処分についての審査請求に関する規則』が一部改正され、別表の事務局長専決事務に引用している条文の項ずれが生じるため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行

### 4 佐賀県職員の育児休業等に関する規則の一部改正について

【説明】

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律110号）及び佐賀県職員の育児休業等に関する条例（平成4年佐賀県条例第2号）の一部が改正され、職員の育児休業等の対象となる子の範囲を拡大したことにより所要の改正を行う必要があるため。

(改正内容)

- 1 育児休業等の対象となる子の範囲について、法律上の子（実子及び養子）に加えて、次に掲げる「法律上の親子関係に準ずる関係にある子」を含めることとされたことにより、「当該子の親」についても、同様に対象を拡大する。（第2条の3第1項第2号）
  - (1) 特別養子縁組を成立させるために職員が監護している子
  - (2) 養子縁組里親に委託されている子
  - (3) 実親等の拒否により、養子縁組を希望する里親に（養子縁組が前提でない）養育里親への委託という形で委託されている子
- 2 里親委託措置が解除された場合等について、養育状況変更届の提出を求めることとする。  
(第5条第1項)
- 3 引用条項を改正する。（第2条の3、第3条）
- 4 様式第1号から第5号までについて、上記1から3までの改正による所要の改正を行う。
- 5 平成29年1月1日から施行

### 5 職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用についての一部改正について

【説明】

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部が改正され、育児に係る休暇等に関し、対象となる子の範

困の拡大や介護休暇の分割取得を可能とし、及び介護のための所定労働時間短縮措置（介護部分休暇）を新設されたこと等により所要の改正を行う必要があるため。

(改正内容)

- 1 育児に係る勤務時間及び休暇等に関し、対象となる子について、育児休業等と同様に「法律上の親子関係に準ずる関係の子」まで範囲を拡大されたことによる所要の改正を行う。  
(第3条の6、第3条の7、第4条の4、第13条)  
※育児に係る休暇等とは、早出遅出勤務、深夜勤務の制限、配偶者出産時育児休暇、育児休暇、骨髄移植休暇、子の看護休暇、慶弔休暇をいう。
- 2 介護休暇等に関する祖父母、孫及び兄弟姉妹の同居要件の撤廃（第3条の9）  
※介護休暇等とは、早出遅出勤務、短期介護休暇（特別休暇）、介護休暇、介護部分休暇をいう。
- 3 介護休暇について、取得可能期間を3分割して取得可能とされたことによる所要の改正を行う。  
(第15条の2、第15条、第21条)
- 4 介護のための所定労働時間短縮措置（介護部分休暇）を新設されたことによる所要の改正を行う。  
(第16条の2、第20条)
- 5 引用条項を改正する。(第4条、第4条の5)
- 6 様式第1号、第2号、第5号について、所要の改正を行う。
- 7 平成29年1月1日から施行

## 【説明】

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部が改正され、介護休暇の分割取得が可能とされたこと及び介護のための所定労働時間短縮措置を新設されたこと等により所要の改正を行う必要があるため。

(改正内容)

- 1 介護休暇について、条例第24条第1項に規定する「指定期間」の延長・短縮について、延長の申出は、できる限り延長前の末日の1週間前までに行うものとし、短縮の申出は、できる限り短縮後の末日の1週間前までに申し出るものとする。(第7の第2項)
- 2 指定期間について、除算日に引き続く週休日がある場合は、当該週休日も除算して指定するものとする。(第7の第3項)
- 3 指定期間の初日から末日までが2週間未満である場合における介護休暇の請求期間について定める。(第7の第4項)
- 4 介護のための所定労働時間短縮措置（介護部分休暇）を新設されたことによる所要の改正を行う。  
(第7の2新設)
- 5 条項ずれを改正する。(第3の3第6項、第7項、第8項、第3の4第7項)
- 6 平成29年1月1日から施行

## 6 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について

### 【説明】

介護部分休暇の新設に伴い、期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する必要があるため。

(改正内容)

- 1 介護部分休暇の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全

期間を勤勉手当の勤務期間から除算する。あわせて、介護部分休暇の取扱いとの均衡を考慮して、地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項の規定による育児部分休業についても同様の取扱いとなる改正を行う。

2 平成29年1月1日施行

## 7 期末手当及び勤勉手当の運用についての一部改正について

### 【説明】

介護部分休暇の新設に伴い、期末手当及び勤勉手当の運用についての一部改正をする必要があるため。

(改正内容)

- 1 介護部分休暇の新設に伴い、介護部分休暇を取得した職員に係る期末手当及び勤勉手当の計算の基礎となる給与月額については、介護部分休暇の取得により減額される前の給与月額を用いる。
- 2 介護部分休暇の承認を受けて勤務しなかった期間の計算にあたっては、「日」を単位とする。
- 3 その他所要の改正を行う。
- 4 適用日 平成29年1月1日

## 8 佐賀県職員の初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則の一部改正について

### 【説明】

- 独立行政法人大学評価・学位授与機構法及び国立研究開発法人水産総合研究センター法の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため。
- 佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例（平成28年条例第40号）及び佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成28年条例第41号）の施行により、給料月額が改定されたことに伴い、昇格時号給対応表及び降格時号給対応表の改定を行う必要があるため。
- 介護部分休暇の新設に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

(改正内容)

- 1 独立行政法人大学評価・学位授与機構法及び国立研究開発法人水産総合研究センター法の改正に伴い、法人の名称を改める。（別表第17関係）  
独立行政法人水産大学校 ⇒ 国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校  
独立行政法人大学評価・学位授与機構 ⇒ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
- 2 給料月額の改定に伴い、昇格時号給対応表、降格時号給対応表を改定する。  
(別表第28～別表28の8の9関係)
- 3 現行の休職期間等換算表で定めている「介護休暇」の期間の換算率を改定する。（別表第29関係）
- 4 公布の日施行（3は平成29年1月1日施行）。2は平成28年12月1日から適用。
- 5 所要の経過措置を定める。

## 9 佐賀県職員の初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則の運用についての一部改正について

### 【説明】

- 介護部分休暇の新設に伴い、所要の改正を行う必要があるため。
- 独立行政法人大学評価・学位授与機構法の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

(改正内容)

- 1 勤務時間条例の改正に伴い、昇給区分の決定に当たって、昇給の勤務成績判定機関における要勤務日数の6分の1以上の日数を勤務していない場合は下位の昇給区分に決定することとされているが、新たに創設される介護部分休暇の承認を受けて勤務しなかった時間については、人事委員会規則第36条第5項の「人事委員会が定める事由」に追加することにより、「勤務していない日数」として取り扱わないこととし、あわせて、育児休業及び介護休暇も同様の取扱いとするよう通知を改正する。
- 2 独立行政法人大学評価・学位授与機構法の改正に伴い、法人の名称を改める。  
(第51関係修学年数調整表関係)  
独立行政法人大学評価・学位授与機構 ⇒ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
- 3 平成29年1月1日施行

## ○報告事項

### 1 平成28年度佐賀県警察官B採用試験の実施結果について

佐賀県警察本部から報告があった平成28年度佐賀県警察官B採用試験の実施結果について、概要を事務局から報告した。

### 2 「勤勉手当の成績率の運用について(通知)」の一部改正について

平成28年11月後期委員会で一部改正を付議した「勤勉手当の成績率の運用について(通知)」は、従来から併せて改正を行ってきた国家公務員の該当規定が改正されなかったため、本県においても改正を行わないこととしたことについて事務局から報告した。

## ○その他

### 1 行事予定について